

## 国際文化交流に関する関係省庁等連絡会議の設置について

平成15年3月18日  
関係省庁等申合せ  
(平成17年11月8日一部改正)

1. 国際文化交流の推進に向けて関係省庁等の緊密な連携協力を図るため、国際文化交流に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。
2. 連絡会議の構成員は次のとおりとする。ただし、必要があるときは、構成員を追加することができる。

内閣官房副長官補内閣参事官  
内閣官房知的財産戦略推進事務局参事官  
内閣府大臣官房国際課長  
総務省自治行政局国際室長  
法務省入国管理局入国管理企画官  
外務省大臣官房広報文化交流部文化交流課長  
文部科学省大臣官房国際課長  
文化庁長官官房国際課長  
農林水産省大臣官房国際部貿易関税課輸出促進室長  
経済産業省商務情報政策局文化情報関連産業課長  
国土交通省大臣官房参事官（観光担当）  
財団法人 自治体国際化協会交流情報部長  
財団法人 地域創造芸術環境部芸術環境部長  
独立行政法人 国際交流基金企画評価部長  
独立行政法人 国際観光振興機構事業開発部長

3. 連絡会議は、外務省大臣官房広報文化交流部文化交流課長及び文化庁長官官房国際課長が主宰する。
4. 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
5. 連絡会議の庶務は、外務省大臣官房広報文化交流部文化交流課の協力を得て、文化庁長官官房国際課において処理する。
6. 前各号に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議において別途定める。